

# 平成25年度国土地理院コンプライアンス報告書

平成26年7月1日  
国土地理院コンプライアンス推進本部

## I. はじめに

国土交通省においては、公共工事における談合等の不正行為を排除するため様々な取組を行ってきたにもかかわらず、平成19年に国土交通省発注の水門設備工事に関して官製談合防止法に基づく改善措置要求がなされたことを踏まえ、「当面の入札談合防止対策」が取りまとめられた。

これを踏まえ、国土地理院では、「発注者綱紀保持規程」を制定し、併せて「発注者綱紀保持マニュアル」を策定し、研修におけるコンプライアンス講義の充実、講演会の開催といった取組を行うとともに、不正が起こりにくい入札契約制度への見直し、監査・検査体制の充実といった制度面での見直しを行ってきたところである。

しかしながら、平成24年10月17日に高知県内における国土交通省発注の土木工事で入札談合事案が発生し、公正取引委員会から国土交通省に対し、官製談合防止法に基づく改善措置要求がなされ、これを受けて国土交通本省において「当面の再発防止対策について」が取りまとめられた。

これを踏まえて、国土地理院では、コンプライアンス推進のより一層の強化を図るため、平成25年8月30日に、「平成25年度国土地理院コンプライアンス推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定して、本院各部（センター）長及び各地方測量部（支所）長あて通知するとともに、ホームページにも掲載しているところである。

本報告書は、コンプライアンスに係る実施状況を取りまとめたものであり、平成25年度の取組は、推進計画に基づき実施され、職員のコンプライアンスに関する意識の向上に繋がったものと考えられる。なお、推進計画の各項目についての実施結果については、以下のとおりである。

## II. 推進計画の実施結果

### 1. 国土地理院における推進体制の整備

#### 【推進計画】

平成19年6月18日付けで設置した「発注者綱紀保持委員会」を発展的に廃止し、新たに国土地理院長を本部長とする「国土地理院コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置して内部統制の強化を図るとともに、コンプライアンスに係る専門的な知見に関する学識経験のある外部委員による「国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、委員会に対して取組状況の説明等を行い、その意見を伺いながら、コンプライアンスに係る施策の推進に当たることとする。

## ◎実施結果

・平成19年6月18日付けで設置した「発注者綱紀保持委員会」を廃止し、新たに平成25年4月1日、「国土地理院コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置した。また、同日、コンプライアンスの推進を外部からの意見等を踏まえた不断の見直し及び取組の強化に反映させるため、コンプライアンスに係る専門的な知見に関する学識経験のある外部委員による「国土地理院コンプライアンス・アドバイザリー委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、国土地理院におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図った。

## 2. 平成25年度におけるコンプライアンス推進のための活動計画

### 【推進計画】

#### (1) 研修において、コンプライアンスに係る講義を実施

発注者綱紀保持、倫理規程等に関する関係法令の遵守及び意識の高揚を図るため、平成25年度国土地理院研修計画で予定されている各階層別研修・専門研修において、コンプライアンスの教科目を取り入れることとする。

また、研修の内容や手法については、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式等を行うこととする。

なお、国土交通大学校や人事院で予定されている研修にも積極的に受講することとする。

## ◎実施結果

・国土地理院が実施する各階層別研修及び専門事務研修において、倫理及びコンプライアンスに係る教科目を取り入れて、一方的な講義だけではなく、研修員による事例討議などを交えて、コンプライアンスに関する理解を深めるよう工夫して実施した。（別紙1）

また、課長級研修（10名）においては、当院の発注者綱紀保持担当弁護士に講師を依頼し、数々の談合事例や判例を基に、主として調達関係法令について、専門的な内容で実施した。

なお、外部講師を招いた講義は、研修生以外でも受講できるようにしたが、管理監督者の参加もあったが参加者は少数であった。

### 《 具体的な取組内容 》

係長研修（11名）及び補佐研修（18名）においては、前半は発注者綱紀保持規程等について講義を行い、後半は2つのグループに分け、

「そもそも『不当な働きかけ』とはどのような行為があたりと思うか」

「不当な働きかけを受けたときはどのような対応をすべきか」 など

についてグループで討議し、意見を出し合い発表する形で実施した。（参考資料①）

専門事務研修（7名）においては、昨年発覚した土木工事での談合事案を基に、「何故起きたのか」など、動機や要因・背景などを検証するとともに、「自分が同じような立場になったらどうしたか」を全員で討議した。（参考資料②）

なお、研修受講者（合計47名）のアンケート結果は、

「良くわかった」が50%、

「普通」が50%で、  
「わかりにくい」は0%であり、  
「過去の事例をもとにコンプライアンスの意識の重要性を認識できた」  
「新聞記事や討議の時間もあり、とてもわかりやすかった」  
「コンプライアンスの意識を高めることができた」  
などの感想がほとんどであり、  
「時が経過すると重要性の認識が薄れるので、定期的に学習する必要があると感じた」との感想もあった。  
また、  
「自分に直結するかもしれないので、もっと複数の例示を出して欲しかった」  
「昨年から何度も発注者綱紀保持に関する研修を受けているが、何度も受けてこそ効果が出る研修だと思う。まさに『ゆでガエル化』しないためにも、職員は毎年1回以上義務づけても良いのではないか」との意見もあった。(参考資料③)

・国土交通大学校及び人事院主催の研修にも積極的に参加し、特に国土地理院職員が受講した国交大研修の延べ38コース中、11コースの研修においてコンプライアンスに関する教科目があり、計39名の職員が受講した。(別紙2)

・各研修の講義を通じて、全職員の約12.3%にあたる延べ86名がコンプライアンスに係る教科目を受講した。

#### 〔評価〕

引き続き、職員自らが積極的に受講するよう、広くコンプライアンス意識の啓発に努める必要がある。

#### 【推進計画】

##### (2) コンプライアンス講習会の実施

発注者綱紀保持、倫理規程等に関する関係法令の遵守及び意識の高揚を図るため、コンプライアンスに関する講演会を開催することとする。

また、地方測量部等においても、公正取引委員会に依頼して講演会を開催することとする。

#### ◎実施結果

・地方測量部管理課長会議の開催に併せ、5月に適正業務指導官が講師となり、本院職員向けに「発注者綱紀保持に関する講演会」を実施し、地測管理課長9名を含む計53名の職員が参加した。

講演会はWeb会議システム(以下「Web会議」という。)により各地方測量部等に配信し、計63名の地測職員が聴講した。

・10月に関東地方測量部からの要請により、また、12月には会議出席の出張に併せ四国地方測量部において適正業務指導官が講師となり、発注者綱紀保持に関する講演会を実施し、計26名の地測職員が参加した。

なお、四国地方測量部における講演会においては、管内の地方整備局の事務所で入札談合事案が発生したため、当該事案の調査報告書を基に、要因や背景、動機等について、参加者8名による討議方式も取り入れて実施した。

・11月に国土技術政策総合研究所との合同で、公正取引委員会職員を講師に「コンプライアンス関係講習会」を開催し、国土地理院から11名の職員が参加した。また、1月には国土地理院独自で公正取引委員会職員による「入札談合等関与行為防止法に関する講演会」を実施し、51名の職員が参加した。講演会はWeb会議により各地方測量部等に配信し、60名の地測職員が聴講した。(参考資料④)

なお、当講演会においては、入札談合等関与行為防止法に関するアンケート(Web会議による聴講の地測職員を含む)を実施し、参加者の92%の102名から回答があった。

#### 《 アンケート結果 》

「入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての知識は講演会前は、どの程度あったか」の問に対して、「ある程度内容を把握していた」が78%と高いものの、2割以上の者が内容について殆ど知らなかった状況であり、「全く知らなかった」が8%もあった。

なお、「講演会に出席して、入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての理解は深まったか」の問に対しては、「深まった」「多少深まった」を併せて97%とかなり高い結果であり、講演会の実施の効果はあった。

また、「講演会の内容は、今後の業務で役立つと思うか」に対しては、79%が「役立つと思う」、20%が「多少役立つと思う」とほぼ全員であり、当該講演会の有用性が明らかになった。(参考資料⑤)

・地方測量部等においては、本院の講演会をWeb会議より聴講したため、地方測量部独自に公正取引委員会に依頼して講演会を開催(他機関との合同開催を含む)した地測は4箇所と少なかったものの、管内に公正取引委員会の地方事務所がある地測においては、公正取引委員会地方事務所主催の会議、研修会に積極的に参加し、研修会等の資料を職員に回覧し、意識啓発に努めた。

・平成25年度において、全職員の43%にあたる延べ303名がコンプライアンスに関する講習会等に参加した。

#### 〔評価〕

引き続き、本院の講演会をWeb会議により各地方測量部等に配信していくとともに、各地方測量部等においても独自の取組として講演会を開催するか、地方整備局等他機関が開催する講演会に参加するよう努める必要がある。

**【推進計画】**

(3) コンプライアンス・ミーティングの実施

職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことによる関係法令等の遵守及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の高揚を目的に、コンプライアンス・ミーティングを実施する。

◎実施結果

・10月の地方測量部管理課長等会議の開催に併せ、各地測管理課長・支所長と本院総務部発注関係・倫理関係に携わる管理職等11名を含む計21名の参加により、また、12月には事務系の課長補佐による補佐会議メンバー18名を含む21名により、「コンプライアンス違反を防ぐために」をテーマに、コンプライアンスミーティングを2回実施した。(参考資料⑥)

**〔評価〕**

地方測量部等においても、独自の取組として、コンプライアンス・ミーティングの実施するよう努める必要がある。

3. 入札契約手続きの見直し及び情報管理の徹底

**【推進計画】**

平成25年3月14日付けで国土交通事務次官より「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書について」が発出され、改善措置の実施に万全を期すよう通知されたところであり、「入札契約手続きの見直し」と「情報管理の徹底」が掲げられている。

以上のことから、国土地理院の発注する測量業務においても、地方整備局の建設コンサルタント業務における対応の状況を見つつ以下の対策について検討する。

(1) 入札契約手続きの見直しについて

- ① 予定価格作成時期の後倒し
- ② 技術提案書、入札書の同時提出
- ③ 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
- ④ 技術提案書における業者名のマスキングの徹底

(2) 情報管理の徹底

- ① 予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化

◎実施結果

・国土地理院発注の測量業務においても、平成20年6月30日付国土交通事務

次官通知「当面の入札関係不祥事の再発防止対策について」に基づき、入札関係不祥事の再発防止対策に努めてきたところであるが、今般、平成25年3月14日付国土交通事務次官通知「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」を受け策定した推進計画に基づき、以下について検討を行った。

(1) 入札契約手続きの見直しについて

① 予定価格作成時期の後倒し

・平成20年6月30日付国土交通事務次官通知「当面の入札関係不祥事の再発防止対策について」に基づく、平成20年8月6日付国土地理院長通知「当面の入札関係不祥事の再発防止対策について」により、「予定価格を早期に決定することを極力避ける」としてきたところであるが、今般、「予定価格作成時期の後倒し」を周知した結果、予定価格作成時期が、開札日の前日～14日前と作業種別等により差が見受けられた。

〔評価〕

国土地理院では、同時期に複数の物件を発注する場合があることも考慮しつつ、更なる後倒しが可能かどうかを検討する必要がある。

② 技術提案書、入札書の同時提出

・現在のところ、地方整備局発注の工事業務において試行的に行っている状況であり、建設コンサルタント業務への導入時期については、現在のところは未定である。

〔評価〕

地方整備局の建設コンサルタント業務への導入状況を見つつ、引き続き検討していく必要がある。

③ 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

・建設コンサルタント業務における地方整備局の対応状況等、情報の収集を行ったところであるが、分析するまでに至っていない。

〔評価〕

今後は収集した情報を分析するとともに、地方整備局の建設コンサルタント業務の動向を見つつ、国土地理院の現状を踏まえ、積算業務と技術審査等の分離体制のあり方を検討していく必要がある。

④ 技術提案書における業者名のマスキングの徹底

・技術提案書における業者名のマスキングについては、従来より実施しているところであり、今般、更なる徹底を図ったところである。

〔評価〕

本院・地測において確実に実施されている。

(2) 情報管理の徹底

① 予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化

・機密情報に関する管理方法等については、従来より国土交通省情報セキュリティポリシー等に基づき情報管理を行っているところである。

総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報が記載されている入札契約手続運営委員会で使用した資料については、会議終了後回収してシュレッダーによる処分を行うなどの情報管理の徹底を図ったところである。

〔評価〕

本院・地測において確実に情報管理されている。

発注業務における機密情報に関する管理方法及び管理責任者の設置等について、発注者綱紀保持規程で規定すること及びマニュアルの作成などの明確化・ルール化については、地方整備局の建設コンサルタント業務への対応状況を見つつ、検討していく必要がある。

#### 4. 監査の強化・充実

【推進計画】

年度当初に策定した定期監査実施計画に基づき、コンプライアンスの取組状況を重点監査事項に位置付け、厳格な監査を実施する。

#### ◎実施結果

(1) 監査の実施方針

・平成25年度定期監査実施計画において、「コンプライアンス」を監査重点項目の一つとした。これは全国地方整備局等における共通重点事項として位置付けられており、主要な観点としては、各地方整備局における推進計画の取組み状況の監査となっている。

当院の推進計画は、平成25年度が初年度であることから、推進計画の取組状況に関する監査は実質的には平成26年度から行うこととなるため、平成25年度は、地方測量部におけるコンプライアンスに関する取組状況を、ヒアリングの実施と職場環境の取組状況の二面から監査を実施するとともに、本院においても職場環境の取組状況を確認することとした。

また、平成25年3月末に国土地理院長から通知された「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」の職員への周知状況等を確認することとした。

## (2) 監査の実施方法

・ヒアリングについては、一般監査の日程の中で地方測量部長及び管理課長に対し、おおむね1時間程度、「国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する認識状況」及び「国土地理院発注者綱紀保持規程等に関する認識状況」について、目的や職務・職責等その他諸規定に関する理解度、職員啓発に関する取組等について実施した。

発注者綱紀保持に関する職場環境の整備に関しては、各執務室内のカウンターの設置、打合せ場所の確保等の状況についての確認を行った。

また、本院においては、各執務室における対応状況を実地に確認した。

## (3) 監査の実施結果

・各地方測量部長及び管理課長ともにコンプライアンスに関する意識を保持し、部内職員に対する指導等に積極的に取り組んでいる状況を確認した。

各地方測量部ともカウンターを設置するとともに、名刺受の配置や発注者綱紀保持に関する来訪者向けパンフレットの表示等、適切になされていた。また打合せテーブルを執務室内に用意する等、いずれもオープンな場所で複数の職員が対応できる、あるいは複数の職員が目にする工夫がされていた。

本院の各執務室においても、外部の業者等の来訪の可能性の多寡により対応の差異は見られるものの、受付カウンターの設置、打合せ場所の確保、名刺受の設置等おおむね妥当と判断される取組が行われていたが、発注者綱紀保持に関する来訪者向けのメッセージの表示が一部適切でないものが見られたため、是正を依頼した。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」の職員に対する周知状況は、部内回覧やイントラネットでの掲示等による周知が図られており、地方測量部長及び管理課長とも、同報告書の第6章「再発防止対策」についてその内容を認識していた。

## (4) 今後の対処の方向性

・内部監査は2年で全ての部署を実施することとしているため、平成26年度は今年度未実施の部署に対して、推進計画の取組状況の確認等のほか、上記と同様のヒアリング等による監査を実施することとし、これを毎年度継続していくことで2年に一度のサイクルによる監査の実施を維持していくこととする。